給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第３号

愛知県小牧市大字北外山1709番地２グラシア森下Ｂ棟102号

再生債務者　鈴木　義隆

1　決定年月日時　平成24年３月30日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年４月20日まで

4　一般異議申述期間　平成24年４月27日から平成24年５月７日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第４号

愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城4039番地２

再生債務者　若田　　正

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年４月27日まで

平成24年３月30日

松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（再ロ）第１６号

福岡県春日市下白水南７丁目53番地１シャソワ201号

再生債務者　山本　理絵

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年４月19日まで

平成24年３月29日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再ロ）第４号

鳥取県倉吉市山根430番地２

再生債務者　天野　重利

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年４月23日まで

平成24年４月２日　鳥取地方裁判所倉吉支部

文部科学省共済組合定款の一部変更について

文部科学省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

平成 24 年３月 30 日

文部科学省共済組合代表者

文部科学大臣　平野　博文

第32条第１項の表中「$\frac{32.45}{1000}$」を「$\frac{34.95}{1000}$」に、「$\frac{4.61}{1000}$」を「$\frac{5.19}{1000}$」に、「$\frac{30.05}{1000}$」を「$\frac{32.36}{1000}$」に、「$\frac{34.85}{1000}$」を「$\frac{37.54}{1000}$」に、「$\frac{64.90}{1000}$」を「$\frac{69.90}{1000}$」に、「$\frac{9.22}{1000}$」を「$\frac{10.38}{1000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{32.45}{1000}$」を「$\frac{34.95}{1000}$」に、「$\frac{4.61}{1000}$」を「$\frac{5.19}{1000}$」に、「$\frac{34.85}{1000}$」を「$\frac{37.54}{1000}$」に改め、同条第３項中「「$\frac{32.45}{1000}$」とあり、「$\frac{30.05}{1000}$」とあり、及び「$\frac{34.85}{1000}$」とあるのは、「$\frac{0.02}{1000}$」」を「「$\frac{34.95}{1000}$」とあり、「$\frac{32.36}{1000}$」とあり、及び「$\frac{37.54}{1000}$」とあるのは、「$\frac{0.03}{1000}$」」に改める。

別表（第３条関係）中「

熊本大学支部	熊本市

」を「

熊本大学支部	熊本市中央区

」に改める。

附　則

1　この変更は、平成24年４月１日から施行する。

2　変更後の第32条第１項から第３項までの規定は、平成24年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他公告

会社公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ず、乙の株主総会決議は平成二十四年三月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十日

掲載頁　一一二頁（号外第一四三号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年四月十日

北海道室蘭市寿町三丁目一番三号

（甲）株式会社たらほく

代表取締役　小野　雅彦

北海道室蘭市寿町二丁目五番一号

（乙）有限会社北都テック

代表取締役　古川　末廣

会社公告

左記会社は合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月十七日

掲載頁　一三六頁（号外第一一八号）

（乙）http://www.nal.co.jp/koukoku/201106.pdf

（丙）http://www.nal.co.jp/shiga/koukoku/201106shiga.pdf

平成二十四年四月十日

東京都千代田区岩本町一丁目一一番二号

（甲）岩井金属工業株式会社

代表取締役　八坂　洋司

大阪府大阪市淀川区三国本町三丁目九番三号

（乙）株式会社日本アルミ

代表取締役　可知　隆志

大阪府大阪市淀川区三国本町三丁目九番三号

（丙）株式会社日本アルミ滋賀製造所

代表取締役　上野　　高

会社公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年六月一日であり、各社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十四年三月二十七日に終了しております。

また、この合併に伴い、甲は平成二十四年六月一日をもって、その商号を三協立山株式会社と変更いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.sankyotateyama-al.co.jp/company/accounts/index.html

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年八月二十三日

掲載頁　九十頁（号外第一八三号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年九月六日

掲載頁　六十四頁（号外第一九五号）

平成二十四年四月十日

富山県高岡市早川七〇番地

（甲）三協立山アルミ株式会社

代表取締役　藤木　正和

富山県高岡市北島八五二番地

（乙）三協マテリアル株式会社

代表取締役　蒲原　彰三

富山県高岡市早川七〇番地

（丙）タテヤマアドバンス株式会社

代表取締役　熊崎　哲男